

保健医療計画と関係計画との一体的策定について

1 現状

医療法に基づく医療計画には、がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患等の治療・予防に関する事項を記載するが、別途、がん対策基本法、循環器病対策基本法等に基づき内容の重複する計画を策定している。

2 関連通知（抄）

(1) 「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号）

- 医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとして差し支えないこと。

(2) 「医療計画と各計画の一体的策定について」（令和5年3月31日付け事務連絡）

- 政策的に関連が深い他の計画等に定める内容が、医療計画に定める内容と重複する場合には、医療計画とそれらの計画を一体のものとして策定可能

3 対応方針

対応方針としては、原則、下表のとおり。

保健医療計画と関連計画との重複	対応
節又は項の全体	<ul style="list-style-type: none"> 関連計画は保健医療計画の別冊に位置付け 保健医療計画には、関連計画の記載箇所を明示するのみ（一体的策定）
節又は項の一部	<ul style="list-style-type: none"> 関連計画と保健医療計画は別の計画 保健医療計画には、関連計画と内容の整合を図る（従来どおり要素を盛り込む）

4 保健医療計画と関係計画の位置付けについて（イメージ）

